

## 第4章 施策の方向性

### 1 障がい児を支援するために連携する

#### 「教育との連携」

平成23年の障害者基本法の改正には、障がいにかかわらず可能な限り障がい児が、障がいのない児童とともに教育を受けられることへの配慮について規定されるとともに、また、障がい児や保護者に対し、十分な情報の提供を行い、可能な限りその意向は尊重されなければならないなど、インクルージョン（※1）の考え方が反映されています。

近年、発達障がいを含む特別支援教育の対象となる児童生徒数は増加傾向にあるとともに、障がい児の範囲の見直しが行われ、発達障がいは、障害者総合支援法及び児童福祉法にも定義されました。その子どもの像は、多様化しています。

社会の変化に伴い家庭での子育て環境も変化し、児童本人の障がいだけでなく、家庭を含むさまざまな状況が重層的に影響し、学校生活に適応できない児童生徒が出現していることから、学校だけでは対応しきれない状況も増えてきています。家族支援や子育て支援等、ライフステージごとの支援も必要です。

児童福祉法に基づく各種福祉サービス事業所と学校が互いに協働し合い、教育と福祉の連携を積極的に進めていきます。

### 2 就労を支援する

#### 「就労場所を確保する」

障がい者が地域で自立していくためには、就労できる環境を整備していくことが重要です。障害者総合支援法では、就労を希望する障がい者に対し、期限はありますが、就労に必要な知識と能力を向上させるための必要な訓練を行うサービスである就労移行支援事業や、就職できなかった人などを対象に、就労や生産活動を行いながら、仕事に必要な知識・能力の向上を目指すサービスである就労継続支援事業もあります。

また、障がい者が働く意欲があり、能力もあれば一般就労を目指し、可能な限り企業で働きたいという場合は、障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づき各種の方策が用意されています。

---

#### ※1 インクルージョン（inclusion）

障がいの有無、種別や能力にとらわれることなく、一人ひとりに必要な援助を保障したうえで、すべての子どもが地域の通常の学校で教育を受けること。

働きたいという気持ちを大切に、その人にあった働き方、働き場の確保について、福祉就労事業所、出雲障がい者就業・生活支援センターリーフ、ハローワーク出雲、ジョブステーション出雲、及び企業等関係機関と連携し、就労に繋げる努力をしていきます。

### 3 地域移行を支援する

#### 「病院・施設から地域で暮らすための相談支援体制を強化する」

病院や施設内での支援では、それぞれのサービスが病院や施設内で概ね完結して提供され、外からの関係者や関係機関と連携したサービスを受けることは少ないと思われます。

病院や施設という特定の場所から、地域生活へ移行することは、日中の活動、夜間の住まい、余暇活動など24時間を地域の社会資源で支えることが必要になります。

障がい者の地域移行を担保するためには、障がい者ケアマネジメント（※1）が重要になります。ケアマネジメントを担うのが、相談支援専門員です。相談支援専門員は、障がい者が生活していくうえで抱えているニーズや課題にきめ細やかに対応し、必要な情報提供や相談、適切な障がい福祉サービスに結びつける支援を行います。

地域移行のためには、複数のサービスを調整し、複数のサービス事業所と連絡を取り、フォーマルサービス（※2）以外にもインフォーマルサービス（※3）を含め一体的に、また、継続してサービスを提供していくことが求められ、そのための連携やネットワークが必要です。

相談支援専門員が中心となり、地域に点在する支援機関が連携し、関係する機関、関係者がチームを組み、多くの人の協働による支援体制により、地域移行を支える体制づくりに取り組んでいきます。

### 4 社会参加を支援する

#### 「社会参加の機会を増やす」

社会参加促進のためには、社会参加を可能にする生活条件や環境条件などの要素も大きく影響します。社会参加のなかには、教育、就労、スポーツ、文化活動、消費活動など地域における幅広い活動が含まれますが、これらへの参加を可能にするために、福祉サービスを利用できる体制を整備していきます。

---

#### ※1 障がい者ケアマネジメント

障がい者の地域生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する人の意向を踏まえて、福祉、保健、医療、教育、就労などの幅広いニーズと、さまざまな地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結び、さらには社会資源の改善および開発を推進する援助方法。

障がい者が安心して社会参加できるよう、障がい特性に応じたアプローチができる相談支援の充実を図り、日常生活の支援体制を構築していきます。

障がい者の自立した生活を支え、本人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細やかな支援を行います。

本人の状態変化にも対応できるようサービス等利用計画、及び個別支援計画において、障がい福祉サービスだけでなく、医療機関との連携、また、インフォーマルサービスを体系づけて計画を組み立てることのできる相談支援専門員等の資質の向上を図っていきます。

同時に、障がい者個々の心身の状況、サービス利用意向、家族の状況、かかりつけ医、緊急の場合の連絡先等必要な情報、支援先等を抽出したサービス等利用計画等の作成ができる人材の育成等取組をすすめます。

障がい者の身近な場所において、必要な日常生活、または、社会生活を営むための支援が受けられ、社会参加の機会が増えるよう効果的な相談支援との連携を図っていきます。

## 5 人材を育成する

### 「地域の支援体制構築と人材の確保」

障がい者が地域で暮らしていくために十分な支援体制を整備・確保していくことが重要です。

障がい福祉サービス提供事業者は、障がい者それぞれのニーズに合った質の高いサービスを提供していくことが求められます。

地域で働く相談支援専門員、サービス管理責任者やサービス提供責任者、生活支援員等の専門職は、サービス利用者が主体的に自分らしく生きることができるよう支援を行います。

障がい者が豊かな地域生活を送るために、専門職の質の向上と人材養成に努めます。

また、誰もが住みよい地域とするため住民の力量を高めていく取組をすすめます。

専門職以外の地域住民が、ボランティアに障がい者、介護者の理解を深め、課題の解決活動に取り組める土壌形成を図っていきます。同時に障がい者理解を進めていく広報啓発活動の強化に取り組んでいきます。

---

#### ※2 フォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援。

#### ※3 インフォーマルサービス

フォーマルサービス以外の本人、家族、地域などの支援（家族、近隣、友人、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助など）。

障がい者自身の力量も高め、同様に障がいのある当事者が自分たちの課題を自分たちで解決していく力をつけていくために、同じニーズを抱えた人々が相互に連携しあい、課題解決に向けての検討や行動を一緒に行えるような組織である当事者組織の育成を支援していきます。

## 6 権利擁護、災害時支援

### 「権利の擁護・虐待の防止、災害時の支援」

障がい者を権利侵害から守るため、一人ひとりの障がい者の権利擁護を推進し、誰もが一人の独立した主体者であり、その人らしく生きる社会づくりに取り組みます。

障がいがあってもなくても市民誰もが、権利意識について考え、相互の権利を認めあいながら生活を送れるよう、権利意識の向上を図っていきます。

日常生活を送る上で、権利擁護を推進していく制度があります。平成12年（2000）4月から始まった成年後見制度は、判断能力の不十分な人を保護し支援する制度です。法定後見制度（後見・保佐・補助）は判断能力の程度など、本人の事情に応じて類型を選べるようになっていました。積極的な制度利用を支援していきます。

後見制度の利用が必要な人が増える中、専門職後見人不足が言われていますが、本市では、平成25年度から市民後見人養成に取り組んでおり、市民サイドからの新たな人材育成をすすめています。

この他にも日常生活自立支援事業のような福祉サービスの利用に関する相談・助言・手続き・支払いなどの援助を行うもの、また、福祉サービスの適切な利用を支援する苦情解決制度もあります。

平成24年（2012）10月、障害者虐待防止法の施行により設置された、「出雲市障がい者虐待防止センター」により365日・24時間対応体制により、障がい者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等の促進に努めます。

障がい者への権利侵害、虐待などの人権侵害を防ぐため関連制度が重層的に機能していくよう取り組みます。

東日本大震災では、障がい者の犠牲者の割合が、健常者の割合と比較して2倍程度に上ったと推定されています。こうした被災傾向は、過去の大規模な震災・風水害等においても共通してみられており、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な人に対する避難支援等の強化が必須となっています。

ここ中国地方においても、近年、大規模な自然災害が多発しており、いつ・どこで災害が発生するか予見不可能な状況の中、本市においても、災害発生時において、自力避難が困難な障がい者等、特に避難支援を要する人について、予め把握し、適切な情報伝達体制や避難支援体制を構築しておく必要があります。

このため、予めこれら要支援者を抽出して名簿を調整するとともに、本人から同意を得たうえで、平常時から、警察署、民生委員児童委員協議会、市社会福祉協議会、地区

災害対策本部等、避難支援等関係者に配付し情報を共有しておきます。名簿に掲載された要支援者に適切かつ速やかな避難支援を行い、安全な場所への避難がより実効性のあるものとするため、要支援者個々の体様を考慮した避難方法を、具体的に記載した個別計画を策定していきます。

また、避難後の要支援者の生活に配慮するため、避難所において、専用スペースの確保や、介護用品等の調達、また、医療・福祉支援等を実施する人材配置等を進めていきます。更には、設備が整い、相談や介助等が充実した福祉避難所の指定に向け、社会福祉施設等の協力を求めていきます。